

# 公益財団法人富山県文化振興財団 職員採用試験受験案内

令和7年8月

## 1 採用予定人員及び職務内容

採用予定人員	職務内容
若干名	総合職（公立文化ホールの舞台運営・施設利用受付・イベント企画・経理事務など）

## 2 採用時期

令和8年4月1日

## 3 受験資格

- (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）又は専門学校卒業者
- (2) 劇場・音楽堂等又は同等の類似施設及び民間会社で舞台運営、イベント企画、施設管理、総務・経理業務のいずれかの実務経験を5年以上有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
  - ア 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣言を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 4 試験・合格発表

- (1) 試験の日程等

区分	日時	会場	内容
第一次試験	10月19日（日） 受付 8:30～8:45 ①教養試験 9:00～10:00 ②適性検査 10:15～10:45	富山県民会館 富山市新総曲輪 4-18	①一般的な知識及び知能について択一式による筆記試験 ②業務遂行に必要な適性についての検査
第二次試験	個別に調整します。	富山県民会館 富山市新総曲輪 4-18	個別面接

※緊急のお知らせがある場合は、ホームページに掲載しますので、随時ご確認いただくようお願いいたします。（<https://www.bunka-toyama.jp/>）



## (2) 合格発表（予定）

### ア 第一次試験合否

令和7年10月29日（水）頃に合否にかかわらず受験者に書面で通知します。

### イ 最終合否

令和7年12月上旬（予定）に第二次試験受験者に書面で通知します。

### ウ 補欠合格

最終合格者から採用辞退者が出た場合などに採用する補欠合格者について、合否通知と同時に通知します。

## 5 給与、雇用条件

(1) 給与は、公益財団法人富山県文化振興財団事務局職員給与規程に基づき支給します。

(2) 初任給（令和7年7月現在）

大学新卒者 月額 220,000円

短大新卒者 月額 204,400円

※初任給は、採用前の経歴に応じて一定の基準により加算されることがあります。

(3) 諸手当

期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等をそれぞれの条件に応じて支給します。

(4) 社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に加入します。

(5) 試用期間

採用の日から6か月間は試用期間となります。

## 6 受験申込手続

(1) 申込先及び問合せ先

公益財団法人富山県文化振興財団 経営管理課

〒930-0006 富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館4階 TEL:076-432-3112

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「職員採用試験申込書在中」と朱書きし、受付期間内に(1)の申込先に提出してください。

所定の申込書様式は、ホームページからダウンロードできます。

( <https://www.bunka-toyama.jp/recruit/recruit.html> )

ア 職員採用試験申込書（所定様式） 1通

イ 最終学歴に係る卒業証明書及び成績証明書 1通

ウ 官製はがき（受験票として返送しますので、送付先を記載のこと） 1枚

[注]提出書類には、いわゆる“消せるボールペン”は使用しないでください。

(3) 受付期間

令和7年9月8日(月)から9月26日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。  
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで)

なお、郵送による申し込みの場合は、必ず書留又は簡易書留郵便とし、受付期間内必着のものに限ります。

(4) その他

受験申込手続き後、10月3日(金)までに受験票が到着しない場合は、必ず、(1)の問合せ先にお問い合わせください。

## 7 職務内容等の詳細

〔業務内容〕 公立文化ホールの舞台運営(舞台設営、音響・照明設備機器等操作)、施設利用受付、イベント企画、経理事務など

〔勤務形態〕 1日 7時間45分勤務  
8:30~17:15、10:30~19:15、13:30~22:15(シフト交替勤務制)  
週5日勤務/週休2日・祝日相当休(業務の性質上、土・日・祝日は、原則、勤務となります。)、年末年始休

〔勤務先・勤務地〕 職員として採用された場合は、当財団が管理運営する公立文化ホール施設が勤務先となる予定です。(下記①~⑤)

公立文化ホールの業務を経験した後、当財団が管理運営する文化施設(下記⑥~⑨)での業務に従事する場合があります。なお、美術館等(下記⑦~⑨)における展覧会の企画立案は当財団の業務ではありません。

- ① 富山県民会館(富山市)
- ② 富山県教育文化会館(富山市)
- ③ 富山県高岡文化ホール(高岡市)
- ④ 富山県民小劇場(富山市)
- ⑤ 新川文化ホール(魚津市)
- ⑥ 利賀芸術公園(南砺市)
- ⑦ 富山県立山博物館(立山町)
- ⑧ 富山県水墨美術館(富山市)
- ⑨ 高志の国文学館(富山市)

採用情報ページ

